

茨城県報 第7256号

昭和59年6月25日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●木材業者の登録の抹消(林政課)	2
●土地改良区定款変更の認可(農地管理課)	2
●土地改良法に基づく換地処分(")	2
●新規土地改良事業の審査(4件)(")	2
●道路の区域変更(道路維持課)	4
●道路の供用開始(2件)(")	4
●都市計画事業の認可(都市施設課)	5

公告

●基本測量の実施(用地課)	5
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	6
●道路位置の指定(")	7
(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)	
●漁場計画に関する公聴会開催	8

告示

茨城県告示第879号

地方自治法(昭昭22年法律第67号)第260条第1項の規定により,那珂湊市長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は,昭和59年6月26日から効力を生ずるものである。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

小谷金 11101の1の内, 11101の2の内, 11102の内, 11103の内, 11105の内, 11126の内, 11127, 11129, 11131, 11132, 11143, 11147の3

及びこれに伴う国有地の道路,水路等の全部を部田野字富士山に変更

茨城県告示第880号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定により次の者の木材業者等登録を抹消した。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

木材業者登録抹消

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
5159	57.9.20	岩井市大字馬立1277-7	山岸 巖	山岸古材店	住所と同じ	商号と同じ	木 材	

茨城県告示第881号

昭和59年6月4日付けで東大場土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和59年6月19日認可した。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第882号

昭和59年4月14日付け農管指令第149号をもつて認可した富士山地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第883号

五霞村長須釜政市から昭和59年4月12日付けで認可申請のあつた元栗橋八島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

元栗橋八島地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和59年6月27日から昭和59年7月16日まで
3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第884号

東茨城郡茨城町大字大戸1964飯田耕ほか33名から昭和59年3月17日付けで認可申請のあつ富士谷津地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
富士谷津地区土地改良事業共同施行規約の写し
富士谷津地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和59年6月27日から昭和59年7月16日まで
3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第885号

馬渡土地改良区から昭和59年3月19日付けで認可申請のあつた宮下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
馬渡土地改良区定款の写し
宮下地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間 昭和59年6月27日から昭和59年7月16日まで
3 縦覧の場所 勝田市役所

茨城県告示第886号

五霞村長須釜政市から昭和59年4月12日付けで認可申請のあつた五霞西部3地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

五霞西部3地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年6月27日から昭和59年7月16日まで

3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和59年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 瓜連馬渡線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野 774番6から 同郡 同町 大字菅谷字寺西 4439番1地先まで	旧	メートル 最大 24.00 最小 5.00	メートル 1.211.00	
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野 774番6から 同郡 同町 大字菅谷字寺西 4439番1地先まで	新	最大 24.00 最小 5.00	1.211.00	道路改良工事による 区域変更
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野 774番6から 同郡 同町 大字菅谷字両宮 3015番25地先まで		最大 71.00 最小 7.00	1.876.00	

茨城県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和59年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路線名 県道瓜連馬渡線

2 供用開始の区間

那珂郡那珂町大字鴻巣字新野774番6から

同郡 同町 大字菅谷字千本杉605番23まで

3 供用開始の期日 昭和59年6月27日

茨城県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道349号線
- 2 供用開始の区間
那珂郡那珂町大字中台字田苗下2318番2から
同郡 同町 大字同字南次男分707番1地先まで
- 3 供用開始の期日
昭和59年7月2日

茨城県告示第890号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同
法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸勝田都市計画公園事業
6 百樹園
- 3 事業施行期間 昭和59年6月25日から昭和61年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 取用の部分 水戸市元吉田地内
(2) 使用の部分 なし

公 告

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり実施する旨通知
があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量 (1 : 25000地形図修正測量)
- 3 作 業 期 間 昭和59年7月1日から昭和60年2月5日まで
- 4 作 業 地 域

鹿島郡鹿島町, 神栖町, 波崎町, 大野村, 行方郡潮来町, 麻生町, 牛堀町, 稲敷郡東村

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字手代木字東向261番6

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県浦和市常盤6丁目4-12

カトリック浦和教区

代表役員 島 本 要

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡牛久町牛久字桜塚1677番4, 1677番1の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区西池袋1丁目17-10

六建建設株式会社

代表取締役 六 車 博 美

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町大字立沢字御所台1855番1の一部, 1855番3の一部, 1855番2, 1856番1, 1856番2

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都足立区千住緑町3丁目18

美濃紙業株式会社

代表取締役 近 藤 行 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡牛久町大字牛久字大淵1041番155

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区大手町1丁目4-2

丸紅株式会社

代表取締役 島 谷 清

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市沖宿町字大門1692番10, 1692番12

2 事業主の住所及び氏名

土浦市東真鍋14-5

松 山 茂

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年6月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第630号	59. 6. 5	有限会社 第一産業 代表取締役 砂押 富久	水戸市城南1丁 目7-8	東茨城郡茨城町長岡字 新田3512-6	メートル 4.00	メートル 34.00
" 第649号	59. 6. 14	川井 貞夫	西茨城郡友部町 中央四丁目 2-28	西茨城郡友部町中央四 丁目1770-11, -13	4.00	130.12
竜土木指令 第639号	59. 6. 6	茨城キセキ販 売株式会社 代表取締役 荒木 敏雄	土浦市大字中 1327の2	稲敷郡阿見町若栗 字降木523の106	4.00	31.10
" 第641号	"	太平洋エン タープライ ズ株式会社 代表取締役 鈴木 勇吉	東京都渋谷区宇 田川町16の8	稲敷郡基崎町高崎字永 久保1377-1, 1377- 26, 1377-27, 1377- 28	4.00 4.15	9.50 88.62

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次により公聴会を開催するから意見を述べたい方は、ご出席下さい。

昭和59年 6 月 25 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 城 取 清 之 助

1 開催日時及び場所

昭和59年 7 月 2 日 午前10時30分

土浦市真鍋5丁目17-26 土浦合同庁舎分庁舎3階中会議室

2 案 件 第1種区画漁業権の免許内容等の事前決定について

3 公述の申込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、公聴会当日の午前10時までに、住所、氏名、年令、職業および発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

5 そ の 他

その他の事項については霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程(昭和36年霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第2号)に定めるところによる。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 2,000円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人
発行所 茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所